



特別寄稿



100万人を超えたiDeCoのさらなる拡充に向けて

～中小事業主掛金納付制度「iDeCo+」(イデコプラス)の導入～

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
基金数理室長・普及推進室長 西岡 隆

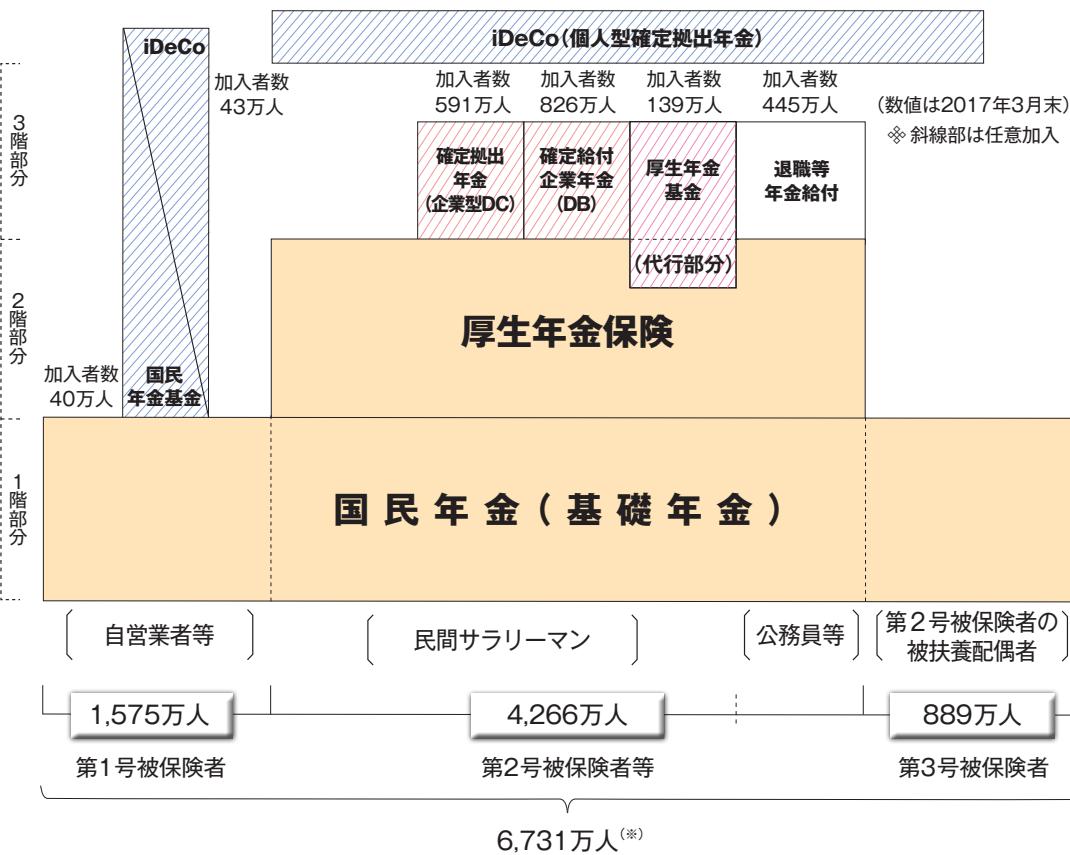
公的年金としての資産形成

我が国の高齢者の老後保障の中心は厚生年金、国民年金といった公的年金であり、高齢者世帯の所得の65%が公的年金に依存している状況にあります。かつては、「年金は破綻する、将来はもらえない」といったメディアからの発信が多くありました。最近では、そうした表現はあまり見かけません。そもそも、公的年金は、将来の少子高齢化の状況をあらかじめ見込んで、概ね100年にわたる財政見通しを作成し、負担と給付のバランスがとれているかどうかを少なくとも5年ごとに確認する「財政検証」が行われる仕組みとなっています。このため、制度の持続可能性がある日突然危うくなるようなことはありません。

一方で、この「財政検証」の枠組みの下では、将来の年金給付は「マクロ経済スライド*」という仕組みを通じて、今の高齢者がもらっている公的年金の水準に比べて将来は低減させていくことになっています。このため、長寿化とともに長くなっている老後生活のすべてを公的年金だけで賄うことは難しいと考える必要があります。より豊かな老後生活を送るために、公的年金に加入しつつも、自助努力としての老後資産形成を考えておく必要があります。

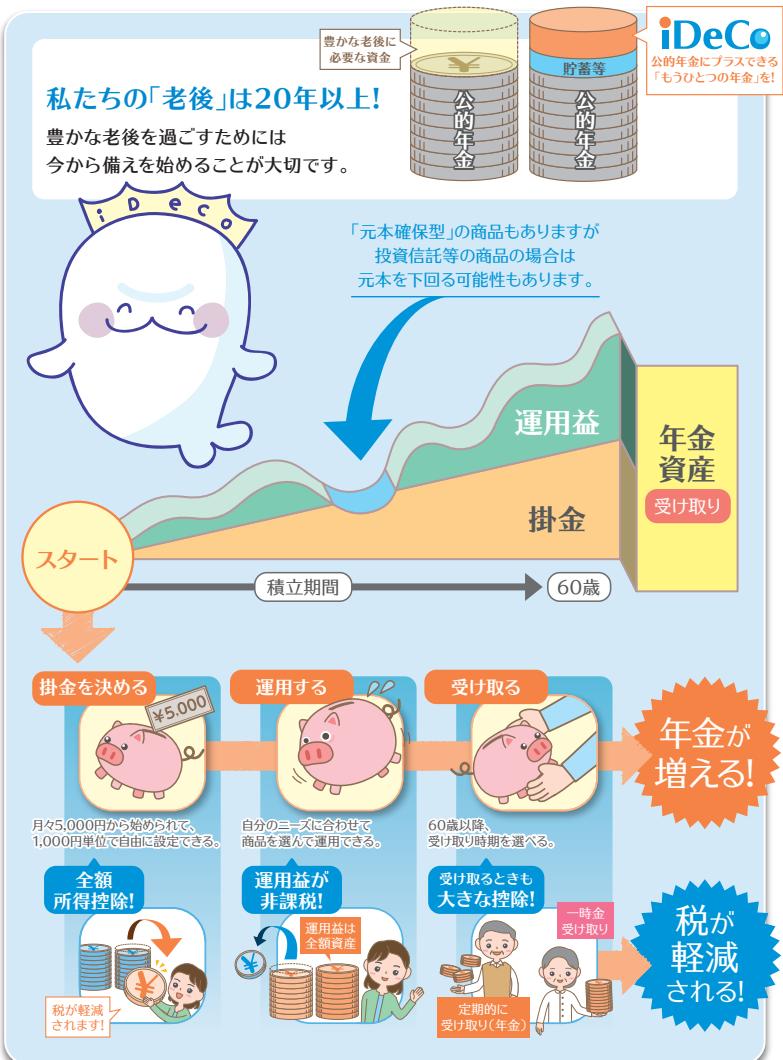
*その時どきの社会情勢（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組み。
こうした状況もあり、国は、公的年金

【図表1】年金制度の仕組み



※ 20～65歳未満人口は、7,014万人。人口推計（2017年9月）調べ。

【図表2】iDeCo(個人型確定拠出年金)とは



の上乗せとしてのいわゆる3階部分の年金として【図表1】、自営業者などの第1号被保険者的人には、国民年金基金と個人型確定拠出年金、サラリーマンなどの第2号被保険者的人には、雇われている企業ごとに行う確定給付型の企業年金や企業型確定拠出年金、それらが実施されていない企業に勤めている場合には個人型確定拠出年金に加入できるようにしておき、それらの制度について税制措置などの優遇策を講じています。

更に、2016年の制度改正において、従来加入できる範囲が限定されていた個

人型確定拠出年金を、60歳未満のすべての公的年金被保険者が加入できるように対象を拡大し*iDeCo*(イデコ)と命名しました(*Individual-type Defined Contribution pension plan*の頭文字をとった愛称です)【図表2】。この範囲拡大の施行は2017年1月でしたが、それにより*iDeCo*の加入者は急増し、それまで30・6万人だった加入者数が2018年8月末には101・0万人と100万人を超え、その後も着実に加入者数を増やしています【図表3】。

しかしながら、公的年金の上乗せとしている人が多いのも実態です。こうした人の老後生活は、最終的には公的年金だけが頼りになってしまふかもしれません。人型確定拠出年金を、60歳未満のすべての公的年金被保険者が加入できるように対象を拡大し*iDeCo*(イデコ)と命名しました(*Individual-type Defined Contribution pension plan*の頭文字をとった愛称です)【図表2】。この範囲拡大の施行は2017年1月でしたが、それにより*iDeCo*の加入者は急増し、それまで30・6万人だった加入者数が2018年8月末には101・0万人と100万人を超え、その後も着実に加入者数を増やしています【図表3】。

「iDeCo+」(イデコプラス)

そこで、同じく2016年の制度改正で、2018年5月から中小事業主掛金納付制度という仕組みが新たに導入されることとなりました。この制度では、企業規模100名以下の中小企業において、その従業員が*iDeCo*に加入している場合に、加入者が負担する掛け金に上乗せして、中小事業主が負担することができます。

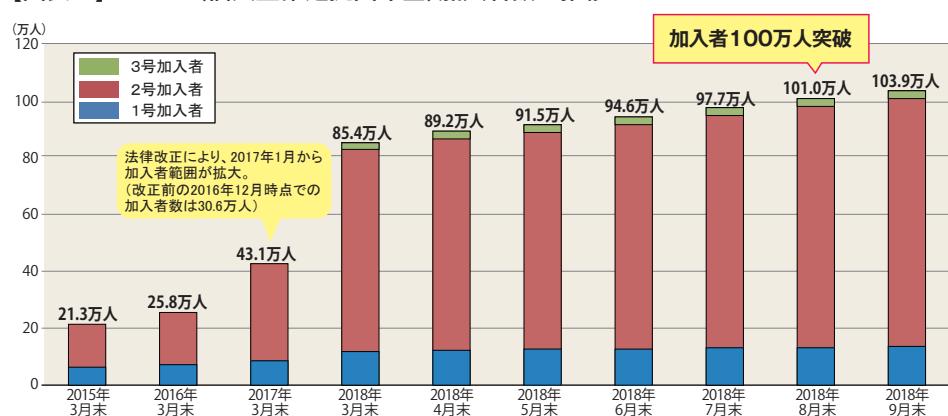
そして、この新しい制度には、「*iDeCo+*」(イデコプラス)という愛称を付けました【図表4】。

確定給付企業年金や企業型確定拠出年金を実施していない中小企業は、その理由として、会社の規模が小さいがために、その導入にあたつての事務的な負担や導入経

費を課題として指摘する声が多いようです。しかし、この「*iDeCo+*」(イデコプラス)を活用すれば、独自の企業年金を導入するのに比べると容易にかつトータルで見れば低コストで従業員の福利厚生を充実させることができます。

以下、「*iDeCo+*」(イデコプラス)

【図表3】iDeCo(個人型確定拠出年金)加入者数の推移



【図表4】iDeCo+(イデコプラス)とは



事業主掛金の合計額は、月額5千円以上2万3千円以下で、それぞれ千円単位で決めていただきます。

③従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、従業員の過半数で組織する労働組合がないときは従業員の過半数を代表する者に、「iD eC o+」(イデコプラス)を実施することについて同意を得る(労使合意をする)こと

2 掛金の拠出方法

- 「i D e C o +」(イデコプラス)

- 導入にあたっての留意点を説明します。

1 実施できる事業所の条件（①～③）

すべてを満たす必要があります。)

①従業員が100名以下であること
②企業型確定拠出年金及び確定給付企

iDeCoの加入者となり、拠出している加入者掛金に対して中小事業主が上乗せして拠出する仕組みとなっています。このため、拠出対象者となる従業員がiDeCoの加入者となり、加入者掛金を拠出している必要があります。iDeCoの加入者となるない従業員に対して、中小事業主掛金のみを拠出することはできません。

4 掛金の納付方法

- 加入者掛金と中小事業主掛金を中小事業主が取りまとめて納付（事業主払込）する必要があります。

以上、より詳しい手続きや書類の様式等については、iDeCo公式サイト(https://www.ideco-koushiki.jp/)で。

「iD eC o+」（イデコプラス）は、まだ始まつたばかりで、2018年9月時点です実施している企業は50社程度にとどまっていますが、今後、拡がっていくことが見込まれます。まずは、中小企業の従業員の皆さんにはiD eC oに入れていただくとともに、中小企業には「iD eC o+」（イデコプラス）をご活用いただき、中小事業主掛金をご負担いながら、後保障につながるというメリットに結びつけていただきたいと考えています。

5 中小事業主が行う届出

- ・「iD eC o+」(イデコプラス)を

以上、より詳しい手続きや書類の様式等については、iDeCo公式サイト(https://www.ideco-koushiki.jp/)で。

6 掛金の税制上の取扱い



西園 隆 にしおか・たかし

1995年、数理職として旧厚生省に入省。公的年金では1999年財政再計算、2009年財政検証などを担当。企業年金関連では、2001年の確定給付企業年金法、確定拠出年金法の制定に関わり、2018年、16年ぶりに企業年金・個人年金課に戻り其後理数室長、並びに准任員に就任。